

第一百五十四回国会参議院国土交通委員会会議録第二十二号

平成十四年七月四日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

七月三日

辞任

森元 恒雄君
谷林 正昭君

補欠選任

北岡 秀二君
内藤 正光君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

北澤 俊美君

鈴木 政二君
脇 脩友
木村 雅史君
月原 仁君
野上 浩太郎君
野沢 太三君
松谷 蒼一郎君
森山 裕君
吉田 博美君
池口 修次君
佐藤 雄平君
内藤 正光君
統 訓弘君
大沢 辰美君
富樫 練三君
田名部 医省君
潤上 貞雄君
月原 茂皓君
扇 千景君

國務大臣
国土交通大臣
副大臣

第十部 國土交通委員会会議録第二十二号 平成十四年七月四日 [参議院]

事務局側
常任委員会専門 杉谷 洸大君

員

正昭君

秀二君

正光君

北澤

俊美君

鈴木

政二君

脇

脩友

木村

雅史君

月原

浩太郎君

野沢

太三君

松谷

蒼一郎君

森山

裕君

吉田

博美君

池口

修次君

佐藤

雄平君

内藤

正光君

統

訓弘君

大沢

辰美君

富樫

練三君

田名部

医省君

潤上

貞雄君

月原

茂皓君

扇

千景君

本日の会議に付した案件

○道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北澤俊美君) たゞいまから国土交通委員会を開会をいたします。

まず、委員の異動について御報告をいたしました。君が選任されました。

○委員長(北澤俊美君) 道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたしました。扇国土交通大臣。

○國務大臣(屬千景君) ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の自動車保有台数は、今日、七千六百万台を超え、自動車は国民各層に普及し、正に国民生活に欠くことのできないものとなっています。

私は、こうした現状を踏まえ、自動車に関する安全諸課題に適切に取り組み、自動車に関する安全確保と環境保全が十分に図られ、時代の要請に対応した自動車社会が形成されるよう努めなければなりません。そのためには、最近における自動車の技術進歩や使用実態の多様化などの状況を踏まえ、諸制度の見直しを適切に行うことが必要です。

る諸課題に適切に取り組み、自動車に関する安全

確保と環境保全が十分に図られ、時代の要請に対応した自動車社会が形成されるよう努めなければなりません。そのためには、最近における自動車の技術進歩や使用実態の多様化などの状況を踏まえ、諸制度の見直しを適切に行うことが必要で

具体的に申し上げますと、自動車の登録制度等を、新たに整備される使用済自動車のリサイクルシステムと整合が取れ、運行停止後に輸出に回る自動車の実態も明らかになる仕組みに改め、これにより年間約五百万台に上る使用済自動車が不法投棄されることなく、自動車のリサイクルが促進されるようになります。

また、悪質な不正改造車が自動車交通における安全性上の問題や騒音等の公害の発生をもたらしあります。

そこで、不正改造車を撲滅するためにその手続を強化するとともに、不正改造等の行為そのものを禁止する規定を設けます。

第四に、自動車リコール制度について、自動車製作者等による欠陥車の修理、回収が確実に行われるようにするため、リコール命令権の創設及び罰則の強化を図るとともに、後付け装置に関するリコール制度を整備することとしています。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨でござります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

○委員長(北澤俊美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

の制度を整備することとしております。
第二に、整備管理者の選任義務について、自動車の技術進歩、使用実態の変化等を踏まえ、整備管理者の選任を義務付ける自動車の範囲を、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とするものに限定することとし、資格要件については国土交通省令で定めることとしています。

第三に、不正改造車に対する整備命令手続について、不正改造車を撲滅するためにその手続を強化するとともに、不正改造等の行為そのものを禁

止する規定を設けます。

第四に、自動車リコール制度について、自動車製作者等による欠陥車の修理、回収が確実に行われるようにするため、リコール命令権の創設及び罰則の強化を図るとともに、後付け装置に関するリコール制度を整備することとしています。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨でござります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

○委員長(北澤俊美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

○委員長(北澤俊美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

○委員長(北澤俊美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

○委員長(北澤俊美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

七月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路運送車両法の一部を改正する法律案

二、道路運送車両法の一部を改正する法律案

三、道路運送車両法の一部を改正する法律案

四、道路運送車両法の一部を改正する法律案

五、道路運送車両法の一部を改正する法律案

六、道路運送車両法の一部を改正する法律案

号)の一部を次のように改正する。
目次中「自動車の登録」を「自動車の登録等」に、「道路運送車両の検査」を「道路運送車両の検査等」に改める。

第一条中「公証」を「公証等」に改め、「公害の防

止」の下に「その他の環境の保全」を加え、「あわせ

て」を「併せて」に改める。

第二条に次の二項を加える。

8 この法律で「使用済自動車」とは、使用済自動

車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律

第一号)による使用済自動車をいう。

〔第二章 自動車の登録〕を〔第二章 自動車の

登録等〕に改める。

第七条第一項中「左に」を「次に」に、「第十六条第

二項のまつ消登録証明書〕を〔第十五条の二第五

項、第十六条第二項若しくは第八項の一時抹消登

録証明書〕に、「呈示」を「提示」に改め、同条第三項

第三号中「抹消登録を」を「一時抹消登録を」に、

〔抹消登録証明書〕を「一時抹消登録証明書〕に改め

る。

第十二条第一項中「但し」を「ただし」に、「まつ消

登録〕を「永久抹消登録〕に改める。

第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しと

して「(永久抹消登録〕を付し、同条第三項中「ま

つ消登録〕を「永久抹消登録〕に改め、同項を同条

第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に

「まつ消登録〕を「永久抹消登録〕に改め、同項を同

条第四項とし、同条第一項中「左に」を「次に」に改

め、「あつた日」の下に「(当該事由が使用済自動車

の解体である場合にあつては、使用済自動車の再

資源化等に関する法律による情報管理センター

(以下単に「情報管理センター」という。)に当該自

動車が同法の規定に基づき適正に解体された旨の

報告がされたことを証する記録として政令で定め

る記録(以下「解体報告記録」という。)がなされた

ことを知つた日〕を加え、「まつ消登録を「永久抹

消登録〕に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 引取業者(使用済自動車の再資源化等に関する法律による引取業者をいう。)の百条第一項第

三号において同じ。)は、同法の規定に基づきその取扱いに係る登録自動車の解体報告記録がなされたことを確認し、これを確認したときは、自らが当該自動車の所有者である場合を除き、その旨を当該自動車の所有者に通知するものとする。

3 登録自動車の所有者は、使用済自動車の解体

に係る第一項の申請をするときは、同項の解体

報告記録がなされた日及び車台番号その他当該解体報告記録が当該自動車に係るものである

ことを特定するために必要な事項として国土交

通省令で定める事項を明らかにしなければなら

ない。

第十五条の次に次の二項を加える。

(輸出抹消登録)

第十五条の二 登録自動車(国土交通省令で定め

るものを除く。)の所有者は、その自動車を輸出

しようとするときは、当該輸出の予定日から国

土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当

該輸出をする時までの間に、輸出抹消登録の申

請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消登

録証明書の交付を受けなければならない。た

だし、その自動車を一時的に輸出した後に本邦

に再輸入することが見込まれる場合であつて輸

出抹消登録を受けさせる必要性に乏しいもの

として国土交通省令で定めるものに該当する場

合には、国土交通省令で定めるところにより、

あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出な

ければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請に基づき輸出抹

消登録をしたときは、申請者に対し、当該自

動車について輸出が予定されている旨が記載さ

れ、かつ、当該輸出の予定日まで有効期間と

する輸出予定届出証明書を交付するものとす

る。

3 国土交通大臣は、第一項の申請に基づき輸出

抹消登録をしたときは、税関長に対し、当該

自動車の輸出の予定日が経過した後速やかに、

前項に規定する輸出抹消登録証明書の具備に

ついて関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十条第二項の確認をしたことその他当該自動車の輸出の事実を確認するために必要な照会をしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該自動車の輸出の事実を確認したときは、輸出抹消登録をするものとする。

4 第十五条第二項及び第三項の規定は、使用済自動車の解体に係る前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「登録自動車」とあるのは、「一時抹消登録を受けた自動車」と読み替えるものと

する。

5 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定による輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日まで有効期間とする輸出予定届出証明書を交付するものとす

る。

7 前条第三項及び第四項の規定は、一時抹消登録を受けた自動車の輸出に係る第五項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸出抹消登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」とあるのは「輸出抹消登録」とあるのは「その旨を自動車登録ファイルに記録」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第六項」と「輸出抹消登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と読み替えるものとする。

8 国土交通大臣は、前項において準用する前条第四項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書の返納を受けたときは、その旨を自動車登録ファイルに記録とともに、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付す

第十七条及び第十八条を次のように改める。

(届出記録)

第十七条 国土交通大臣は、第十五条の二第一項

ただし書又は前条第三項若しくは第五項の規定による届出があつたときは、その旨を、政令で定めるところにより、第六条第一項の電子情報処理組織によつて、自動車登録ファイルに記録するものとする。

(自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置)

第十八条 國土交通大臣は、一時抹消登録をした自動車について、国土交通省令で定める期間が経過してもなお第十六条第三項又は第五項の規定による届出がなされないことその他の事情から判断して、当該自動車の所有者が正当な理由がないと認めるときは、これらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、これらの規定による届出をなすべき旨の催告その他の当該自動車に係る自動車登録ファイルの正確な記録を確保するために必要と認められる措置を講ずることができる。

2 一時抹消登録を受けた自動車について所有者の変更があつたときは、旧所有者は、次項の規定により当該所有者の変更について自動車登録ファイルに記録がなされた場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、当該所有者の変更に係る自動車登録証明書その他の資料を作成し、又は取得して、これを国土交通省令で定める期間保存し、国土交通大臣から求められたときは、これを提示し、又は提出しなければならない。

3 一時抹消登録を受けた自動車について所有者の変更があつたときは、新所有者は、政令で定めることにより、当該所有者の変更について自動車登録ファイルに記録を受けることができる。

第十二条第一項中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第十五条第一項の申請に基づく永久抹消登

、録、第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消登録又は第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けたとき。

第二十条第一項第三号中「第十五条第三項」を「第十五条第五項」に、「抹消登録」を「永久抹消登録」に改める。

第二十一条第一項中「まつ消登録をした自動車」を「永久抹消登録、輸出抹消登録又は一時抹消登録をした自動車」に、「まつ消登録をした日」を「それを、永久抹消登録にあつては当該永久抹消登録をした日、輸出抹消登録にあつては当該輸出抹消登録をした日、一時抹消登録にあつては第十六条第三項の規定による届出に係る第十七条の規定による記録をした日又は第十六条第七項において準用する第十五条の二第三項後段の規定による記録をした日に改める。

第二十二条第一項中「左に」を「次に」に、「まつ消登録証明書(まつ消登録)」を「一時抹消登録証明書(一時抹消登録)」に改める。

第二十三条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第二十四条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第二十五条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第二十六条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第二十七条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第二十八条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第二十九条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第三十条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第三十一条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第三十二条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第三十三条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第三十四条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第三十五条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第三十六条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第三十七条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第三十八条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第三十九条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第四十条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第四十一条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第四十二条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第四十三条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第四十四条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

第四十五条第一項中「左に」を「まつ消登録」に改める。

ように加える。

この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するまでの間の運行に關し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

第五十四条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五十五条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五十六条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五十七条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五十八条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五十九条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十一条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十二条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十三条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十四条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十五条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十六条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十七条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十八条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十九条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十一条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十三条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十四条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十五条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十六条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十七条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十八条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十九条第一項中「命令」の下に「又は指示を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限」を削り、同条の次に次の一条を加える。

ならない。

地方運輸局長は、前項の提示に係る自動車が保安基準に適合するに至つたときは、直ちに第一項の規定による命令若しくは指示に従わなければならぬ。

地方運輸局長は、自動車の使用者が第一項の規定による命令若しくは指示に従わなければならぬ。

八

政令で定めるもの（以下「特定後付装置」とい
う。）について、その原因が設計又は製作の過程
にあると認めるときは、当該特定後付装置（自
動車の装置を輸入することを業とする者以外の
者が前へと寺へと付けて置くことのない場合を除く）

て、当該特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 保安基準は適合しなくてはならぬが、現状では、この基準を満たさない。これは、主として、機器の構成要素のうち、定後付装置の状況及びその工事の実施状況が、規定する基準を満たさないからである。

の所有者は、当該自動車について前条第一項第三号又は第二号に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知った日)から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十五条第二項及び第三項の規定は、使用済

自動車の解体に係る前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「登録自動車」とあるのは「検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車」と読み替

出予定届出証明書」と、「輸出抹消登録」とあるのは「その旨を第七十二条第一項に規定する輸出自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第六十九条の二第四項」と、「輸出抹消登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と読み替えるものとする。

国土交通大臣は、前項において準用する第十五条の二第四項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書の返納を受けたときは、その旨を第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録するものとする。

び第六十三条の四第一項において同じ。)に對し、當該基準不適合特定後付装置を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

第六十三条の二に次の一項を加える。

国土交通大臣は、第一項又は第二項に規定す

者等」の下に「若しくは基準不適合特定後付装置を製作し、若しくは輸入した装置製作者等」を、「届出をした自動車製作者等」の下に「若しくは同条第二項の規定による届出をした装置製作者等」を、「当該自動車製作者等」の下に「若しくは装置製作者等」を加える。

3 檜査対象軽自動車又は二輪の小型自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通

る勧告を受けた自動車製作者等又は装置製作
者等、前項の規定によりその勧告に従わなかつ
た旨を公表された後において、なお正當な理
由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた
ときは、当該自動車製作者等又は装置製作等
に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを
命ずることができる。

第六十九条第一項中「あつた日」の下に「(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日)」を加え、同項第三号中「(当該自動車について)」の下に「第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消登録又は「抹消登録」を加え、「抹消登録」を「一時抹消登録」に改め、同項に次の二号を加える。

第六十三条の二第三項中「自動車製作者等」の下に「又は第二項の規定による届出をした装置製作者等」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国土交通大臣は、」の下に「第一項又は」を、「当該自動車」の下に「又は特定後付装置」を、「自動車製作者等」の下に「又は装置製作者等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

四 当該自動車について次条第三項の規定による届出に基づく輸出予定届出証明書の交付がされたとき。

2 装置製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の特定後付装置が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において

「たとき」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(解体等又は輸出に係る届出)

第六十九条の二 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)

第十五条の二第三項及び第四項の規定は、検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の輸出に係る第三項本文の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸

(軽自動車検査ファイル等の記録の保存)

二第一項の規定による届出に係る前条第一項の規定による記録をした日又は第六十九条の二第五項において準用する第十五条の二第三項後段の規定による記録をした日から五年間保存しなければならない。

(証明書の交付)

第七十二条の三 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者は、国土交通大臣に対し、第十七条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録される事項を証明した書面の交付を請求することができる。

第七十四条第一項中「第三項まで」の下に「及びく。」を加え、「及び同条」を「並びに第五十四条」に改める。

第五十四条の二第三項、第四項及び第七項を除く。」を加え、「及び同条」を「並びに第五十四条」に改める。

第七十五条第一項及び第七十五条の二第一項中「公害の防止」の下に「その他の環境の保全」を加える。

第七十六条の二中「公害を防止する」を「公害の防止その他の環境の保全を図る」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十六条の十八中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「若しくは販売」を「販売、引取り、解体若しくは破碎」に改める。

第七十六条の二十五中「若しくは販売」を「販売、引取り、解体若しくは破碎」に改める。

第七十六条の二十三第三項中「公害の防止」の下に「その他の環境の保全」を加える。

第七十六条の五第一項中「抹消登録」を「一時抹消登録」に改め、同条第三項及び第五項中「抹消登録」を「一時抹消登録」に、「抹消登録証明書」を「抹消登録証明書」に改める。

第九十七条の二第二項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に、「呈示」を提示に改める。

第九十七条の四第一項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改める。

第九十九条中「公害防止」の下に「その他の環境保全」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(不正改造等の禁止)

第九十九条の二 何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第九十七条の三第一項の規定による自動車又は第九十七条の三第一項の規定による記録をした日から五年間保存しないこととなるものを行つてはならない。

(情報管理センターに対する照会)

第五十九条の三 国土交通大臣は、情報管理センターに対し、国土交通省令で定めるところにより、解体報告記録に関し、必要な事項を照会することができる。

第一百条第一項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを「一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 引取業者

第一百条第一項に次の一号を加える。

十三 情報管理センター

第一百二条第一項中「第七号から第九号」を「第四号又は第九号から第十一号」に改め、同項中第十一号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「自動車検査証返納証明書」の下に「又は第七十二条の三の規定による証明書」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号中「又は第十六条第一項の抹消登録」を「輸出抹消登録又は一時抹消登録」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三 第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受け

四 輸出予定期出証明書の交付を申請する者

第一百二条第二項中「第二号、第五号、第七号

第五十九条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同項第八号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第一項」に改め、第六号を「二号」に改め、同条第二号中「又は第五十四条第二号」を「又は第五十四条第一項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三 第十五条の二第一項を「命令」の下に「又は指示」を加え、「第四号を第五号」とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

四 第一百二条第二項中「第二号、第五号、第七号

第五十九条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第一項」に改め、第六号を「二号」に改め、同条第二号中「又は第五十四条第二号」を「又は第五十四条第一項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三 第十五条の二第一項を「命令」の下に「又は指示」を加え、「第四号を第五号」とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

四 第一百二条第二項中「第二号、第五号、第七号

第五十九条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第一項」に改め、第六号を「二号」に改め、同条第二号中「又は第五十四条第二号」を「又は第五十四条第一項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三 第十五条の二第一項本文の規定による申請

一 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の改正規定(「公害の防止」の下に「そ

の他の環境の保全」を加える部分及び「あわせ

第一百四条中「経過措置」の下に「罰則に関する経過措置を含む。」を加える。

第一百六条の二中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一項に「第六十三条の三第三項」を「第六十三条の三第四項」に改め、「第六十三条の四第一項」を削り、「第六十三条の二第二項」を削り、「第八十一条」を「第六十条第一項」に改め、同項第八号中「第六十三条の三第四項」を改め、「第六十三条の四第一項」を削り、「第八十一条」を「第六十条第一項」に改め、同項第九号

二第六条の二次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

同条を「第六十三条の二第五項の規定による命令に違反した者」に加える。

二 第六十三条の三第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第六十三条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十五条の二第一項ただし書、第十六条第五項又は第六十九条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして輸出した者

五 第百九条の二第一項ただし書、第十六条第六号までを「一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

「を併せてに改める部分に限る。」、第十四条から第四十二条まで、第四十四条及び第四十六条の改正規定、第六十三条の二に一項を加える改正規定(装置製作者等に係る部分を除く。)、第七十五条、第七十五条の二、第七十六条の二、第七十六条の二十三、第九十七条の二、第九十七条の四及び第一百四条の改正規定、第一百六条の二の改正規定、同条を第百六条の三とする改正規定、第一百六条の次に一条を加える改正規定(第六十三条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に係る部分を除く。)、第一百七条の改正規定、第一百八条の改正規定(各号の「」を各号の「いずれか」に、「二十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。)、第一百九条の改正規定(各号の「」を各号の「いずれか」に、「三十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。)、第一百十条の改正規定(同条第一項中「各号の「」を各号の「いずれか」に、「二十万円」を「三十万円」に改める部分、同項第三号中「三十万円」に改める部分及び同項第六十三条の四第一項を削る部分に限る。)、第八号中「第六十三条の四第一項又は」を削る部分に限る。)、第一百一条の改正規定、第一百十一条の二を削る改正規定、第一百二十二条の四第一項の改正規定(二十万円)を三十万円に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定、附則第十二条の規定(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三十二条第八項の改正規定中「公害防止」の下に「その他の環境保全」を加える部分に限る。)並びに附則第十九条の規定、公布の日から起算して六月を経過した日

改正規定並びに附則第十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第三条 第六十三条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定(装置製作者等に係る部分に限る)、第六十三条の三及び第六十三条の四の改正規定、第一百六条の次に一条を加える改正規定(第六十三条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に係る部分に限る)並びに第百十一条第一項第三号の改正規定(第六十三条の三第三項を「第六十三条の三第四項」に改める部分に限る)公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の道路運送車両法(以下「新法」という。)第十五条第一項、第十六条第二項、第六十九条第一項及び第六十九条の二第一項の規定(使用済自動車の解体に係る部分に限る。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定により所有者から引取業者に引き渡された自動車について適用し、施行日前に引き渡された自動車については、なお従前の例による。

第三条 新法第十五条第一項、第十六条第三項、第六十九条第一項及び第六十九条の二第一項の規定(使用済自動車の解体に係る部分を除く。)は、施行日以後にこれららの規定に掲げる事由に該当することとなる自動車について適用し、施行日前に当該事由に該当することとなつた自動車については、なお従前の例による。

第四条 新法第十五条の二第一項、第十六条第五項及び第六十九条の二第三項の規定は、施行日以後にこれららの規定における当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日が到来する自動車について適用し、施行日前に当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日が到来した自動車について

第五条 新法第十八条第二項(第六十九条の三において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新法第十六条第二項の規定による一時抹消登録を受ける自動車又は施行日以後に自動車検査証を返納する検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車について適用し、施行日前にこの法律による改正前の道路運送車両法(以下「旧法」という。)第十六条第二項の規定による抹消登録を受けた自動車又は施行日前に自動車検査証を返納した検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、なお従前の例による。

第六条 第五十四条の改正規定の施行の際現に旧法第五十四条第一項の規定による命令を受けている自動車については、なお従前の例による。

第七条 第六十三条の二に一項を加える改正規定(装置製作者等に係る部分を除く。)の施行の日前に旧法第六十三条の二第一項の規定による勧告を受けた自動車製作者等については、なお従前の例による。

第八条 附則第一条から前条までに規定するもののはか、この法律(附則第一条各号に掲げる改正規定については、当該各改正規定。次条及び附則第十条において同じ。)の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分手続その他の行為であつて新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又はこれに基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令

で定める

六

両法の下に「第十五条の二第一項の規定による輸出抹消登録の申請又は同法」を「第十六条第一項の規定による」の下に「一時抹消登録の」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律の一部改正)

第十五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二項中「第五十四条」の下に「第五十四条の二」を、「第九十九条」の下に「第九十九条の二」を加える。

(建設機械抵当法の一部改正)

第十六条 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第十五条又は第十六条の規定による抹消登録」を「第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消登録又は同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第十七条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中の規定による抹消登録^{抹消登録}を

「第十五条の二第五項又は第十六条第二項の規定による一時抹消登録に改め、「同法」の下に「第十五条の二第五項又は」を加え、「まつ消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第十八条 貨物自動車運送事業法平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「の規定による抹消登録」

を「第十五条の二第五項又は第十六条第二項の規定による一時抹消登録」に改め、「同法」の下に「第十五条の二第五項又は」を加え、「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

(自動車検査独立行政法人法の一部改正)

第十九条 自動車検査独立行政法人法(平成十一年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「公害の防止」の下に「その他の環境の保全」を加える。

平成十四年七月九日印刷

平成十四年七月十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

A